

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱の策定について

1 策定の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物については、平成 13 年に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」）において、平成 28 年 7 月までに保管事業者が処理することが規定されています。本市は、これまで、PCB特措法等に基づき適正な保管管理の指導を行ってきました。

国においてはPCB廃棄物の処理体制の整備を進めており、市内のPCB廃棄物の処理も加速していくことが予想されます。これに伴い、保管場所変更等に伴う運搬の相談など、法令等に定めのない事項についての問い合わせが今後増えていくと考えられます。そこで、今回、指導要綱を策定し、適正管理の推進を目指します。

2 要綱の概要

法令等に定めるもののほか、必要な事項を規定します。

- (1) 新たにPCB廃棄物を管理する際の手続き（新規発生報告書の提出）
- (2) PCB廃棄物の保管状況等を変更する際の手続き（変更報告書の提出）
- (3) 保管場所変更などPCB廃棄物を移動する際の手続き（運搬計画書の提出）
- (4) PCB廃棄物の譲渡し・譲受けの申請手続、審査基準

3 今後のスケジュール（予定）

平成 23 年 11 月 24 日 市民意見募集（～12 月 23 日）

平成 24 年 1 月 要綱の策定

4 月 1 日 施行

<参考> 市内のPCB廃棄物の状況（市内PCB保管・使用事業場 約 1,400 箇所）

	①高圧トランス・コンデンサ等	②安定器等	③微量PCB汚染廃電気機器等
保管及び使用量	 約 30,000 台	 約 170,000 個	 『トランス、コンデンサ等』約 2,500 台 『混入油』約 7,900t
処理状況	処理台数：242 台 (H19～22 年度)	処理未実施	『トランス、コンデンサ等』処理台数：数台 『混入油』ほとんどが電力会社保有のため、電力会社の自社施設で処理

(案)

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱

制定 平成 年 月 日 資産第 号
(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正管理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)、その他の法令等に定めるもののほか必要な事項を定め、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正管理の推進を図ることを目的とする。

(新規発生の報告)

第2条 事業者(PCB特措法第2条第2項に規定する事業者をいう。以下同じ。)は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB特措法第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)が当該年度に新たに発生した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかにポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の3月31日時点で既にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管し、PCB特措法第8条に規定する届出を当該年度に行っている場合
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物が発生した後に他の事業場へ運搬するため、第4条に規定する運搬計画書を提出する場合

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類が確認できる写真
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(届出事項の変更)

第3条 事業者は、PCB特措法第8条に規定する届出を行ったポリ塩化ビフェニル廃棄物について、次の各号のいずれかに該当する事項の変更があった場合、変更があった日から30日以内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況等変更報告書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物でないことが判明した場合
- (2) 数量や種類等が異なることが判明した場合

2 前項の報告書には、変更の内容が確認できる書類を添付しなければならない。

(運搬計画書の提出)

第4条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場を変更するために運搬を行う場合は、あらかじめ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の計画書には、運搬経路を確認できる図面を添付しなければならない。

(案)

(試験研究等に係る譲渡し及び譲受けの申請)

第5条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下「PCB特措法施行規則」という。）第8条第3号イに規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けをする場合は、あらかじめ、申請者が譲り渡す者である場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書（第4号様式）、申請者が譲り受ける者である場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書（第5号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けについて、譲り渡す者と譲り受ける者が合意している旨を確認できる書面
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受ける者が行う、PCB特措法施行規則第8条第3号に規定する処理技術の試験研究又は処理施設における試運転（以下「試験研究等」をいう。）に係る計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(適正管理の困難に係る譲渡し及び譲受けの申請)

第6条 事業者は、PCB特措法施行規則第8条第4号に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けをする場合は、あらかじめ、申請者が譲り渡す者である場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書（第4号様式）、申請者が譲り受ける者である場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書（第5号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けについて、譲り渡す者と譲り受ける者が合意している旨を確認できる書面
- (2) 譲渡し及び譲受けをする者が法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては、当該個人の住民票の写し
- (3) 譲り受ける者が法人の場合にあつては、当該法人の定款又は寄附行為
- (4) 譲り受ける者が法人の場合にあつては、当該法人の直近1年の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (5) 譲り受ける者が、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の写真
- (7) 予定される保管場所の図面等
- (8) その他市長が必要と認める書類

(譲渡し及び譲受けの承認)

第7条 市長は、第5条又は第6条の申請書が提出されたときは、速やかに審査し、その結果について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し・譲受け承認通知書（第6号様式）、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し・譲受け不承認通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

(案)

(試験研究等に係る譲渡し及び譲受けの審査基準)

第8条 市長は、第5条に規定する申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の承認をしてはならない。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けについて、譲り渡す者と譲り受ける者が合意していること
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けが、試験研究等を目的とするものであること
- (3) 試験研究等の期間が、その結果を得ることができる合理的な期間であること
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物が、試験研究等に必要最小限の量であり、試験研究等により発生する廃棄物の処理責任が明確になっていること
- (5) 試験研究等が、生活環境保全上支障のないものであること

(適正管理の困難に係る譲渡し及び譲受けの審査基準)

第9条 市長は、第6条に規定する申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の承認をしてはならない。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けについて、譲り渡す者と譲り受ける者が合意していること
- (2) 譲り渡す者が、確実かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管できなくなったと認められること
- (3) 譲り受ける者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に処理するに足りる経理的基礎を有すること
- (4) 譲り受ける者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受ける時点から、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場に廃棄物処理法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を設置していること
- (5) 譲り受ける者が、廃棄物処理法第12条の2第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管を行うことができると認められること
- (6) 譲り受ける者が、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと

(指導及び助言)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市長は、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をするものとする。

附 則

本要綱は、平成24年4月1日から施行する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書

平成 年 月 日

(提出先)
横浜市長

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第2条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書を提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
特別管理産業廃棄物管理責任者	

新たに発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物

発生年月日	年 月 日							
発生場所								
発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物 <input type="checkbox"/> 当欄記載の通り <input type="checkbox"/> 別紙の通り								
種類	番号	量(単位)	製造者名	製造番号	型式	製造年月	容量等	備考
発生理由								

書類の送付先 (いずれかを選択し、「その他」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください)

届出者 事業場 その他

その他	事業場の名称		電話番号	
	事業場の所在地			

※本市記載欄	管理番号	
--------	------	--

ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況等変更報告書

平成 年 月 日

(提出先)
横浜市長

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第3条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況等変更報告書を提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
特別管理産業廃棄物管理責任者	

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況

変更が生じた理由	<input type="checkbox"/> ポリ塩化ビフェニル廃棄物でないことが判明したため <input type="checkbox"/> 数量や種類等が異なることが判明したため
変更内容	

書類の送付先 (いずれかを選択し、「その他」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください)

届出者 事業場 その他

その他	事業場の名称		電話番号	
	事業場の所在地			

※本市記載欄	管理番号	
--------	------	--

ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書

平成 年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第4条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル運搬計画書を提出します。

運搬責任者	所属		氏名		電話番号			
運搬理由								
保管場所	変更前	名称				電話番号		
		住所						
		特別管理産業廃棄物管理責任者氏名						
	変更後	名称				電話番号		
		住所						
		特別管理産業廃棄物管理責任者氏名						
運搬予定年月日	年 月 日							
運搬するポリ塩化ビフェニル廃棄物 <input type="checkbox"/> 当欄記載の通り <input type="checkbox"/> 別紙の通り								
種類	番号	量(単位)	製造者名	製造番号	型式	製造年月	容量等	備考
運搬経路		※ 添付図面のとおり。						
運搬方法	運搬者	いずれかを選択し、「委託業者」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください						
		<input type="checkbox"/> 自己運搬 <input type="checkbox"/> 委託業者						
		委託業者名				許可番号		
	運搬車両							
	運搬容器							
	積み込み方法							
	積み下し方法							
	転倒防止措置							
漏洩防止措置								

ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書

平成 年 月 日

(提出先)
横浜市長

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)
電話番号

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱（第5条・第6条）の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書を提出します。

譲り受ける者	住 所							
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)						
	電話番号							
譲渡し後に 予定される保管場所	名 称		電話番号					
	所在地							
	担当者							
譲渡し予定年月日	平成 年 月 日							
譲渡し場所	名 称		電話番号					
	所在地							
	特別管理産業廃棄物管理責任者							
譲渡し後の 申請者の連絡先	住 所							
	名 称		電話番号					
譲り渡すポリ塩化ビフェニル廃棄物								<input type="checkbox"/> 当欄記載の通り <input type="checkbox"/> 別紙の通り
種類	番号	量(単位)	製造者名	製造番号	型式	製造年月	容量等	備考
譲渡し理由								

ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書

平成 年 月 日

(提出先)
横浜市長

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)
電話番号

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱（第5条・第6条）の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書を提出します。

譲り渡す者	住 所							
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)						
	電話番号							
譲受け後の 予定保管場所	名 称		電話番号					
	所在地							
	担当者							
譲受け予定年月日	平成 年 月 日							
譲受け場所	名 称		電話番号					
	所在地							
	特別管理産業廃棄物管理責任者							
譲受け後の譲渡し者の 連絡先	住 所							
	名 称		電話番号					
譲り受けるポリ塩化ビフェニル廃棄物 <input type="checkbox"/> 当欄記載の通り <input type="checkbox"/> 別紙の通り								
種類	番号	量(単位)	製造者名	製造番号	型式	製造年月	容量等	備考
譲受け理由								

(案)

第 6 号様式

第 号
平成 年 月 日

_____様

横浜市長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の（譲渡し・譲受け）承認通知書

平成____年____月____日付で申請があった、_____が保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物を_____（に譲り渡す・が譲り受ける）申請について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 11 条施行規則第 8 条第__号__の要件に適合していることから、横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第 7 条に基づき承認します。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(日本工業規格 A 列第 4 番)

(案)

第7号様式

第 号
平成 年 月 日

_____様

横浜市長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の（譲渡し・譲受け）不承認通知書

平成____年____月____日付で申請があった、_____が保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物を_____（に譲り渡す・が譲り受ける）申請について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第11条施行規則第8条第__号__の要件に適合していないことから、横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第7条に基づき不承認します。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(日本工業規格 A 列第4番)